

第14回 エンディングノートと相続対策【事例5】

税理士
内田 麻由子

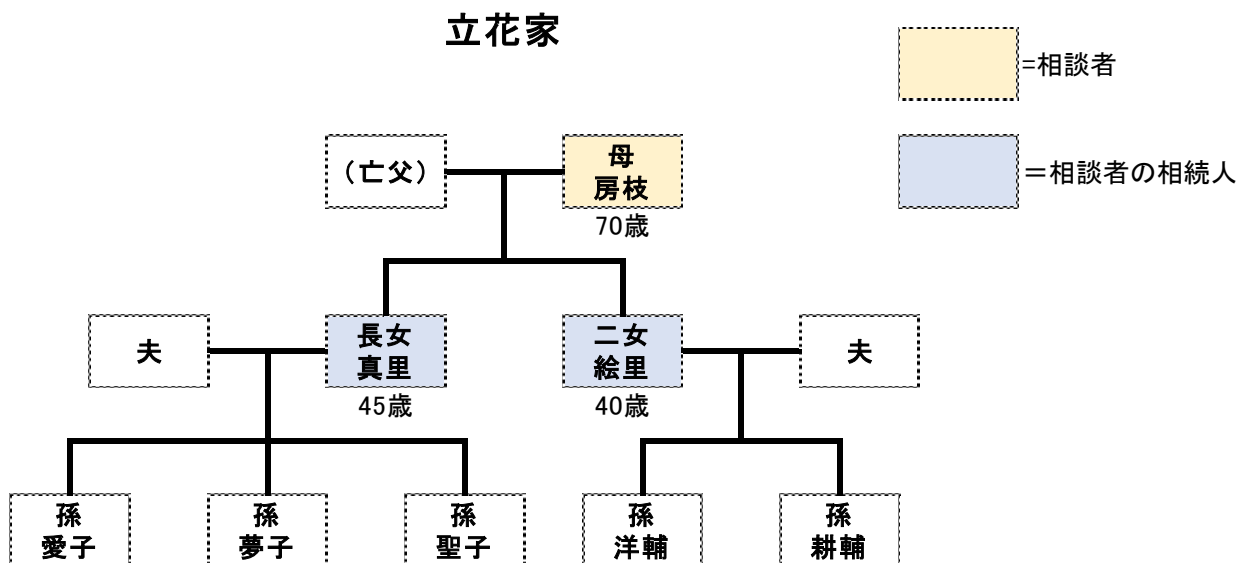
■概要

近年、「終活」がブームとなり、書店には様々なタイプのエンディングノートが並んでいます。しかし、「エンディングノートを書いてみたが、その先の相続対策をどうすればよいかわからない」という人も多いのではないのでしょうか。今回は、エンディングノートをきっかけに相続対策を実行した事例です。

<ワンポイントアドバイス>では、エンディングノートを書くときの注意点などについて述べています。
<相続の基礎知識>では、「教育資金の一括贈与の非課税制度」と「住宅取得資金の贈与の非課税制度」の概要について述べています。

■<事例>

立花房枝さん（70歳）は、夫を5年前に亡くしてから東京郊外の一戸建てで一人暮らしをしています。2人の娘たちはいずれも結婚して独立し、孫も5人います。ある日、房枝さんはもう少しのところで高額商品を無理やり買わされそうになりました。一人暮らしの高齢者を狙った強引な訪問販売や投資詐欺、空き巣などの被害が増えていると知り、心配になった房枝さん。「庭の手入れや家の修繕も大変だし、オートロックのマンションに引っ越そうかしら……。」今の家では買い物も車で行くしかないのだが、実は先日、運転をしながら自転に乗った小学生と接触しそうになり、運転もそろそろやめどきかという思いもあります。そんな折、都内で開催された相続の勉強会に参加し、エンディングノートに出会った房枝さんですが……。



相続セミナーに参加した房枝さんから、「あれから早速エンディングノートを書き始めたのですが、自宅のことや相続のことをどうしたらいいのか悩んでしまって……」とお電話をいただき、事務所でお会いしました。セミナーで使用しているエンディングノートの3つのパート「ライフプランのページ」「資産のページ」「ラストプランのページ」に沿ってお話をお伺いし、一緒に対策を考えていくことにしました。

●「ライフプラン」について

房枝さんは開口一番、「エンディングノートって難しそうだと思っていたのですが、エンディングノートは自分史のページでこれまでの人生を振り返ったり、習いごとやボランティアのこと、これからやりたいことを書くページもあって、自分と向き合うのにとってもいいですね」と話してくださいました。

また、両親の葬儀のときに、誰に知らせればよいのか悩んだという房枝さん。自分の葬儀のときに娘たちが困らないようにと、連絡してほしい親戚や友人のリストもエンディングノートに記載したといます。さて、いよいよこれからの暮らしと相続について考えてみます。

●「資産」について～(1) 自宅の買い換え

まずは現状で相続税を試算してみることにしました。

房枝さんの資産は、夫から相続した東京郊外の自宅不動産1億円と預貯金5,000万円の合計1億5,000万円です。

相続人は長女と二女の2人です。

税制改正後（2015年以降）の基礎控除額は、3,000万円+600万円×2人=4,200万円です。

改正後で試算すると、予想される相続税の総額は1,840万円にもなりました。

高齢者を狙った犯罪や車の運転への不安もあり、マンションへの引っ越したいという房枝さん。その後2人の娘たちともよく相談して、一戸建ての自宅を売却し、駅に近い中古マンションを購入することにしました。マンションはオートロックなので、訪問販売や空き巣の心配もなく防犯上も安心です。買い物にも便利な場所のため、もう車も必要ありません。房枝さんは車を処分して運転免許も返上しました。

房枝さんは引っ越しを機に、自分が亡くなった時のことも考えて持ち物を整理することにしました。2人の娘にも来てもらって、譲りたいものは直接娘や孫に手渡し、大半のものは処分したのでだいぶすっきりしました。庭の手入れからも解放され、鍵一本で出かけられる便利なマンション暮らしに大満足です。

●「資産」について～(2) 相続対策

相続税対策としては、自宅を買い換えて残った現金5,000万円について、生命保険と贈与税の特例を活用することにしました。

まず、2人の娘たちを受取人とする生命保険（一時払い終身保険）をそれぞれ1,000万円ずつ契約しました。相続人が受け取る生命保険金については「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。保険金は葬儀費用や相続税の納税資金に充てることもできます。

次に、新たに創設された「教育資金の一括贈与の非課税制度」を使い、5人の孫たち（長女の子3人、二女の子2人）へ、それぞれ500万円ずつ贈与することにしました。房枝さんは、かわいい孫たちの教育を支援することができて大喜びです。

また、二女夫婦がちょうどマイホームを購入することになったため、「住宅取得資金の贈与の非課税制度」を使い、二女へ500万円を贈与することにしました。これで長女と二女の家へ、それぞれ1,500万円ずつ非課税で贈与することができました。娘たちからも「お母さん、ありがとう」と、とても感謝されました。

房枝さんは年金収入だけで十分に生活できていますが、預金はまだ5,000万円ほどあります。自分のために

贅沢をするつもりもないし、このままただ銀行に預けておいても相続税がかかるだけではもったいない。そこで、娘2人と孫5人の合計7人へ、暦年課税制度で少しずつ贈与していくことにしました。来年以降の贈与については、その都度金額を決めて契約書を作成し贈与すること、基礎控除110万円を超えて贈与を受けた人は贈与税の申告・納税をすることをアドバイスしました。

これらの対策後の相続税を再度試算してみましょう。

房枝さんの死亡時の相続財産が、マンション4,000万円＋預貯金1,200万円＋（生命保険金2,000万円－生命保険の非課税額1,000万円）＝6,200万円となったとすると、相続税の総額は200万円になります（2015年以降の相続の場合）。

このように、生命保険や生前贈与を活用することにより、かなりの相続税を軽減できることになります。

次に、遺産分割対策として、弁護士に相談して公正証書遺言をつくることにしました。

遺言の内容は「自宅マンションは売却し、売却代金を長女と二女に1/2ずつ相続させる。預貯金も長女と二女に1/2ずつ相続させる」としました。また付言として「いつまでも姉妹仲良く助け合ってくださいね」と言葉を添えました。遺言書は娘たちにも見てもらい、しまっている場所についても伝えておきました。

●「ラストプラン」について

房枝さんは、元気なうちはなるべく自宅で過ごしたいと思っています。認知症になったり、身体が不自由になり一人で生活できなくなったりしたときには、娘や孫たちが遊びに来やすい場所にあるグループホームへ入りたいと考えています。

そこで、2人の娘たちと一緒にいくつかのグループホームを見学してきました。介護のための資金が足りなくなった場合には、自宅マンションを売却して介護資金に充てるようにとエンディングノートに記しました。終末期医療については「延命治療はしないほしい。特に胃ろうは絶対にやめてほしい」と記して、娘たちにも伝えました。

葬儀については、夫の葬儀をしてもらった葬儀社に生前予約しました。父母や夫の葬儀の際に遺影の写真を採すのに苦労したため、自分の遺影を写真館で撮ってもらいました。

お墓については、夫が亡くなった時に永代供養墓を購入してあるので心配ありません。

こうしてラストプランについても、娘たちと相談しながら、希望を記しておくことができました。最後に「わたしの想い」のページに、娘たちへの感謝の言葉と、家族の幸せを願う気持ちを綴りました。

房枝さんは「これまで漠然とした不安を感じていましたが、先生方にご相談しながら相続対策ができて本当に良かったです。エンディングノートを活用して、2人の娘たちと話し合いながらエンディングへの備えもでき、娘たちに自分の想いを伝えることができました。これで安心してこれからの人生を楽しむことができます」と、とても喜んでいました。

エンディングノートは、単なる連絡帳ではなく、自分の生き方をみつめ、愛する家族に想いを伝えるための、人生の大切なパートナーなのです。

■＜ワンポイント・アドバイス＞～エンディングノートを書いてみよう

●家族に見せることを前提に書こう

エンディングノートは、家族に見せることを前提に書きましょう。期限を決めて、元気なうちに少しずつ書いておくことをおすすめします。家族の状況や資産の内容が変わったときには、書き直しましょう。毎年健康診断をするように、お正月や誕生日に毎年見直しをするといいですね。

●家族でよく話し合おう

住まい、介護や医療、葬儀やお墓、相続のことなど、自分だけで決めてしまわずに、家族の考えも聞きましょう。エンディングノートを家族にも見てもらいながら、全員でよく話し合って大切なことを決めましょう。

●相続税については税理士に相談しよう

遺言をつくるまえに、税理士に相続税の試算をしてもらいましょう。税制の特例や生前贈与を上手に活用することにより、相続税を軽減できる場合があります。納税資金についても事前に準備しておくことができます。

●弁護士に相談して遺言をつくろう

エンディングノートは、財産の棚卸しと自分の考えを整理するためのものです。遺産分けの内容については、エンディングノートに記載しても法的な効力はなく、相続の手続きにも使えません。弁護士に相談して公正証書遺言をつくっておきましょう。

■<相続の基礎知識>

生前贈与の2つの制度について確認しておきましょう。

●教育資金の一括贈与の非課税制度

2013年4月から2015年12月までの間に、祖父母などから30歳未満の孫などが、教育資金の贈与を受けたときには、受贈者一人につき1,500万円まで贈与税が非課税となる制度です。教育資金とは学校等に支払われる入学金や授業料などです。1,500万円のうち500万円までは塾や習いごとにも使えます。金融機関に教育資金を信託等して贈与し、教育費を支払う際には領収書等を金融機関に提出します。受贈者が30歳になった時に残額があれば贈与税がかかります。

※詳しくは、第15回のエッセーをご覧ください。

●住宅取得等資金の贈与の非課税制度

2012年1月から2014年12月までの間に、父母や祖父母から20歳以上の子や孫が住宅取得等資金の贈与を受け、その資金でマイホームの購入や増改築をしたときには、一定の金額について贈与税が非課税となる制度です。家屋の敷地である土地の取得も含まれます。対象となる家屋の床面積や受贈者の所得などについて制限があります。

※詳しくは、第11回のエッセーをご覧ください。

【注】

事例はフィクションです。

本稿は2014年1月1日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。

Writer's Profile 内田 麻由子 / Mayuko Uchida



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本想続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て 2003 年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010 年に一般社団法人日本想続協会を設立。「円満想続の 3K～感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続（想続）」を楽しく学ぶ『想続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える想続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書（監修）「FP 知識シリーズ 相続・贈与編」（セールス手帖 社保険 F P S 研究所）